

=社会福祉法人伊達市社会福祉協議会=

「ふれあい・いきいきサロン」活動支援金交付要綱

(目的)

第1条 伊達市でのふれあい・いきいきサロン活動の推進を図るため、ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）を運営するための備品購入経費を助成することにより充実した活動を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 助成を受けることができるサロンは、当該年度サロン助成申請を提出し、次年度以降運営を継続していくサロンとする。

(交付及び内容)

第3条 サロンで使用する備品の購入を目的とし、助成額を10,000円以内とする。備品購入後、申請書をもって精算する。

2 サロンで購入できる備品の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 湯茶用備品 ポット、ポータブルクラー、湯のみ茶碗、大皿
- (2) 健康用備品 体重計、血圧計
- (3) レクリエーション用備品 ホワイトボード、CDラジカセ
- (4) 事務用備品 プリンター、デジカメ、机
- (5) その他 耐久性が1年以上で全員が使用できるもの

(申請の手続き及び報告)

第4条 交付を受けるサロンは活動支援金申請書（様式第1号）に関係書類を添付し提出する。

2 備品購入後、1ヶ月以内に報告書を提出する。